

平成 3 1 年 3 月末日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市手話基本条例推進懇話会
会長 金 原 輝 幸

石狩市手話基本条例の推進方針及び施策に関する提言

私たち石狩市手話基本条例推進懇話会では、平成 2 9 年 8 月から平成 3 1 年 3 月までの約 2 年間に 1 0 回の会議を開催し、石狩市手話に関する基本条例に規定する施策の推進方針に関して、施策の推進方針の内容や実施状況について検討してまいりました。

懇話会では、平成 2 8 年 1 1 月に石狩市手話に関する基本条例見直し検討会から出されました提言書を基に様々な観点から議論を重ねた結果、委員の意見がまとまりましたので、今後、石狩市が取り組むべき施策や推進方針の見直しについて、これまでの議論の経過を報告するとともに、次のとおり提言します。

1. 検討の経過

(1) 石狩市手話基本条例見直し検討会からの提言について

懇話会では、提言にあります「手話条例を推進するための施策の見直しの視点」に関して議論を重ねてまいりました。委員から出された意見は次のとおりです。

ア 手話やろう者に触れる機会等について

- 市内の全小中学校で実施されている手話出前授業では、講義を聞き、実技体験で終了してしまい、学習後の振り返りができていないのが現状です。教材を作成し、児童生徒に配布するなど学習内容が積み上げにつながる取り組みが必要です。
- 昨年 9 月の大規模停電では、ろう者に十分な情報が届かず不安の中で過ごされた方もいます。地域生活におけるろう者の理解を深めるために、災害時の対応に関する手話出前講座の開催を検討してください。

イ ろう者への取組支援について

- 当事者団体である石狩聴力障害者協会の活動が活発になることで、市民への手話普及やろう者に対する理解の促進が期待されます。手話カフェなどろう者が集い、市民と交流しやすい場をつくるための支援が必要です。

ウ 事業所における取り組みについて

- 金融機関や医療機関、警察など、多くのろう者が訪れる場所において、合理的配慮に欠ける対応が見られます。ろう者への対応を理解してもらうため、各機関における職員への研修実施を促進してください。
- ろう者の雇用環境を整備するために、石狩商工会議所などの企業関係団体に手話出前講座のPRを依頼したり、複数の企業による合同研修会を開催するなど、市内の事業所における手話やろう者の理解が進むような取り組みを検討してください。

エ 聞こえない子どもや保護者への支援について

- 保護者が手話の大切さや必要性を知るために、子どもと親と一緒に遊んだり、学習したりしながら手話を学べるような環境の整備が望まれます。
- 保護者が適切な情報を得られるよう、乳幼児期のみならず、就学後も引き続き、保健師や言語聴覚士などの専門的な知識を有する人との相談ができるような体制の構築を検討してください。

オ 手話が言語であることへの理解について

- 情報保障に対する認識が乏しく、理解にはまだまだ及ばない状況にあります。石狩市は全国的にも手話に関して先進的な取り組みが行われておりますが、視覚に訴えるような環境整備が期待されます。
- 手話基本条例制定5周年記念事業の講演会では、聴覚障がい当事者から「手話は言語である」ことをわかりやすくお話いただきました。今後も理解が深まるような講演会や学習会の開催が望まれます。

(2) 施策の推進方針の見直しについて

方針策定から5年が経過し、方針の見直しについても議論しました。方針の内容は今後も継続して実践する必要がありますが、見直しについては次の議論がありました。

ア 災害時の対応について

昨年9月の大規模停電では、広報車でのお知らせは聞こえず、暗闇で手話が見えない、テレビもつかない、メールも届かないという状況で情報が取得できずに不安を抱えたろう者が大勢いました。

(1)のアでも触れたような取り組みが望まれるところですが、災害時であっても手話による情報取得のできる体制整備が必要です。

イ 町内会・自治会等での手話の理解促進について

ろう者が地域で生活するためには、町内会・自治会等の身近なコミュニティとのつながりが大変重要になります。

前記アでも挙げたように、災害時は情報が取得できずに不安の中で生活したろう者が多く、身近な人たちの支援を必要としていました。

また、支援を受けることばかりでなく、地域活動に参加したいという希望を持ちつつも、意思疎通の困難さから積極的になれないろう者もいます。

このようなことから、役員のみならず、地域の人たちにも手話の理解が深まるような取り組みが求められます。

ウ 聞こえない子どもや保護者への支援について

取り組みの必要性は(1)のエで触れたとおりですが、方針には聞こえない子どもに対する施策が明記されていません。

聞こえない子どもが手話を習得できる環境や相談を必要とする保護者等への体制を整備することが必要となります。

2. 提言

上記の検討経過を踏まえ、懇話会としては次の二点を提起します。

一点目は、施策の推進方針の見直しについてです。上記(2)のとおり、災害時の対応と町内会・自治会等での手話の理解促進、また、聞こえない子どもや保護者への支援については、個々のケースにおいて対応されているものの、市民に理解を得るためには、施策の推進方針に明記し、継続的に取り組める体制を検討していく必要があることを提言します。

二点目は、懇話会の継続についてです。当懇話会では、施策の推進方針に関して議論を重ねてまいりましたが、手話条例の推進や施策の推進方針の見直し、実施状況の確認については第三者の意見を積極的に取り入れるためにも、引き続き懇話会形式で議論していくことを提言します。

最後に、石狩市は手話の施策に関して全国でも先駆的な取り組みが行われており、条例制定から5年を経過した今もなお、多くの事業が継続して実施され、特に手話出前授業については学校現場において完全に定着している状況を見ましても、多くの市民が「手話条例のあるまち」として認識していることを実感します。

手話基本条例の理念に基づき、継続した取り組みを実施していく中で、誰もが暮らしやすい社会が1日も早く実現することを期待しています。

【石狩市手話基本条例推進懇話会 委員名簿】

| 役 職 | 氏 名 | 団体名・肩書等 |
|-----|-----------|------------------------|
| 会 長 | 金 原 輝 幸 | 日本手話研究所標準手話確定研究部北海道班 |
| 副会長 | 金 原 浩 之 | 公益社団法人北海道ろうあ連盟 事務局長 |
| 委 員 | 杉 本 五 郎 | 特定非営利活動法人石狩聴力障害者協会 理事長 |
| 委 員 | 玉 手 千 晶 | 石狩ひまわり手輪の会 会長 |
| 委 員 | 辻 真 弥 | 手話サークル“ミズバショウ” 会長 |
| 委 員 | 奥 井 一 恵 | 北海道手話通訳問題研究会道央支部石狩班 |
| 委 員 | 町 田 あ ゆ み | 石狩市専任手話通訳者 |
| 委 員 | 磯 野 敬 子 | 一般公募 |
| 委 員 | 牧 野 圭 子 | 一般公募 |

任期：平成29年8月3日～平成31年3月31日

【石狩市手話基本条例推進懇話会 開催状況】

| 年度 | 回数 | 開催年月日 | 内容・テーマ |
|--------|-----|-------------|---|
| 平成29年度 | 第1回 | 平成29年8月3日 | 委員委嘱、委員意見交換 |
| | 第2回 | 平成29年9月27日 | 意見交換、テーマ整理 |
| | 第3回 | 平成29年11月21日 | ● 条例の取組みを守っていくために必要なこと |
| | 第4回 | 平成30年2月6日 | ● 手話の理解を広げるための課題等について |
| | 第5回 | 平成30年3月28日 | ● 事業所において手話やろう者の理解を広げるための課題等について |
| 平成30年度 | 第1回 | 平成30年5月30日 | ● ろう者への市の取組支援について |
| | 第2回 | 平成30年7月25日 | ● 聞こえない子どもや保護者への支援について ● 手話が言語であることの理解について |
| | 第3回 | 平成30年10月4日 | ● 手話が言語であることの理解について ● 今後具体化できる施策内容について |
| | 第4回 | 平成31年1月31日 | ● 災害時の対策について |
| | 第5回 | 平成31年3月19日 | ● 石狩市手話基本条例の推進方針及び施策に関する提言について |